

茨城沿岸海岸保全基本計画 改訂検討委員会（第2回）

【茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂原案)について】

『これからの海岸づくりに向けた重要事項』

令和7年(2025年) 12月25日



茨城県

基本計画(改訂原案)の内容と構成

| 『茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂版)』(茨城県、平成28年3月) | 『茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂版)』(茨城県、令和8年3月) |
|-------------------------------------|--|
| 1. 海岸保全基本計画の策定について | 1. 海岸保全基本計画の策定について |
| 1.1 背景 | 1.1 背景 (文章の変更) |
| 1.2 計画を作成する海岸の区分 | 1.2 計画を作成する海岸の区分 |
| 1.3 計画対象範囲 | 1.3 計画対象範囲 (文章の変更) |
| 1.4 海岸保全基本計画において定める事項 | 1.4 海岸保全基本計画において定める事項 (文章の変更) |
| 2. 茨城沿岸の現況と課題 | 2. 茨城沿岸の現況と課題 |
| 2.1 防護面から見た現況と課題 | 2.1 防護面から見た現況と課題 (文章の変更) |
| 2.2 環境面から見た現況と課題 | 2.2 環境面から見た現況と課題 (文章の変更) |
| 2.3 利用面から見た現況と課題 | 2.3 利用面から見た現況と課題 (文章の変更) |
| 2.4 その他の課題 | 2.4 その他の課題 |
| (1) 防護・環境・利用のトレードオフ | (1) 防護・環境・利用のトレードオフ |
| (2) 海岸域における他事業との関係 | (2) 海岸域における他事業との関係 (文章の変更) |
| 3. 海岸の保全に関する基本的な事項 | 3. 海岸の保全に関する基本的な事項 |
| 3.1 茨城沿岸の保全の方向 | 3.1 茨城沿岸の保全の方向 (文章の変更) |
| 3.2 海岸の防護に関する事項 | 3.2 海岸の防護に関する事項 (文章の変更) |
| 3.2.1 海岸の防護の目標 | 3.2.1 海岸の防護の目標 (文章の変更) |
| (1) 防護すべき地域 | (1) 防護すべき地域 |
| (2) 防護水準 | (2) 防護水準 (文章の変更) |
| 3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策 | 3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策 (追加項目) |
| (1) 津波・高潮対策 | (1) 津波・高潮対策 (文章の変更) |
| (2) 侵食対策 | (2) 侵食対策 (文章の変更) |
| (3) 海岸保全施設の整備 | (3) 海岸保全施設の整備 (文章の変更) |
| (4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積 | (4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積 |
| (5) 海岸保全事業の計画 | (5) 海岸保全事業の計画 |
| 3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 | 3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 (文章の変更) |
| (1) 生物の生育、生息環境に配慮した海岸保全事業の推進 | (1) 生物の生育、生息環境に配慮した海岸保全事業の推進 |
| (2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備 | (2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備 |
| (3) 海岸汚損の抑制 | (3) 海岸汚損の抑制 |
| (4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限、徹底 | (4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限、徹底 |
| (5) 海岸環境に関する情報の共有 | (5) 海岸環境に関する情報の共有 |
| 3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 | 3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 (文章の変更) |
| (1) 地域振興との連携、調和 | (1) 地域振興との連携、調和 |
| (2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり | (2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり |
| (3) 海辺への円滑なアクセスの確保 | (3) 海辺への円滑なアクセスの確保 (文章の変更) |
| (4) 海岸保全施設の更新 | (4) 海岸保全施設の更新 |
| (5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上 | (5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上 (文章の変更) |
| (6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり | (6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり (文章の変更) |
| (7) 海岸の魅力の発信 | (7) 海岸の魅力の発信 (文章の変更) |
| 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 | 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 |
| 4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 | 4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 (文章の変更) |
| ・表4.1. 各海岸の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 | ・表4.1. 各海岸の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 (文章の変更) |
| 4.2 海岸保全施設の施設の新設又は改良に関する事項 | 4.2 海岸保全施設の施設の新設又は改良に関する事項 (文章の変更) |
| (1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 | (1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 |
| (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置 | (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置 |
| (3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 | (3) 海岸保全施設の段階的な整備 (追加項目) |
| 4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 | 4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 |
| (1) 海岸保全施設の存する区域 | (1) 海岸保全施設の存する区域 |
| (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置 | (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置 |
| (3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法 | (3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法 |
| ・表4.3、図4.1. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 | ・表4.3、図4.1. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 (文章の変更) |
| 5. これからの海岸づくりに向けた重要事項 | 5. これからの海岸づくりに向けた重要事項 |
| 5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり | 5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり |
| 5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進 | 5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進 |
| 5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携 | 5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携 |
| 5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携 | 5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携 |
| 5.5 多様な主体との連携 | 5.5 多様な主体との連携 |
| 5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実 | 5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実 |
| 5.7 地球温暖化に伴う気候変動への対応 | 5.7 気候変動への対応 (文章の変更) |
| 5.8 計画の見直し | 5.8 計画の見直し (文章の変更) |

1. 計画書の概要

2. 現況と課題

3. 保全に関する基本的な事項

4. 施設の整備に関する基本的な事項

5. 海岸の保全に関するその他の重要事項

「海岸保全基本方針」による項目

茨城県独自の項目

海岸基本方針における「海岸の保全に関するその他の重要事項」、「留意すべき重要事項」

一 海岸の保全に関する基本的な指針

2 海岸の保全に関するその他の重要事項

- (1) 広域的・総合的な視点からの取組の推進
- (2) 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発
- (3) 調査・研究の推進

三 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

2 留意すべき重要事項

- (1) 関連計画との整合性の確保
- (2) 関係行政機関との連携調整
- (3) 地域住民の参画と情報公開
- (4) 計画の見直し

R2
・
11
の
基本
方針
改訂
で
項目
の
変更
なし

 : R2.11基本方針改訂で内容が追記された項目

目次

5 海岸の保全に関するその他の重要事項

5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり

5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進

5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携

5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携

5.5 多様な主体との連携

5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実

5.7 気候変動への対応

5.8 計画の見直し

H28

現計画から変更なし

5. 海岸の保全に関するその他の重要事項

5.7 気候変動への対応

改訂原案 p.140

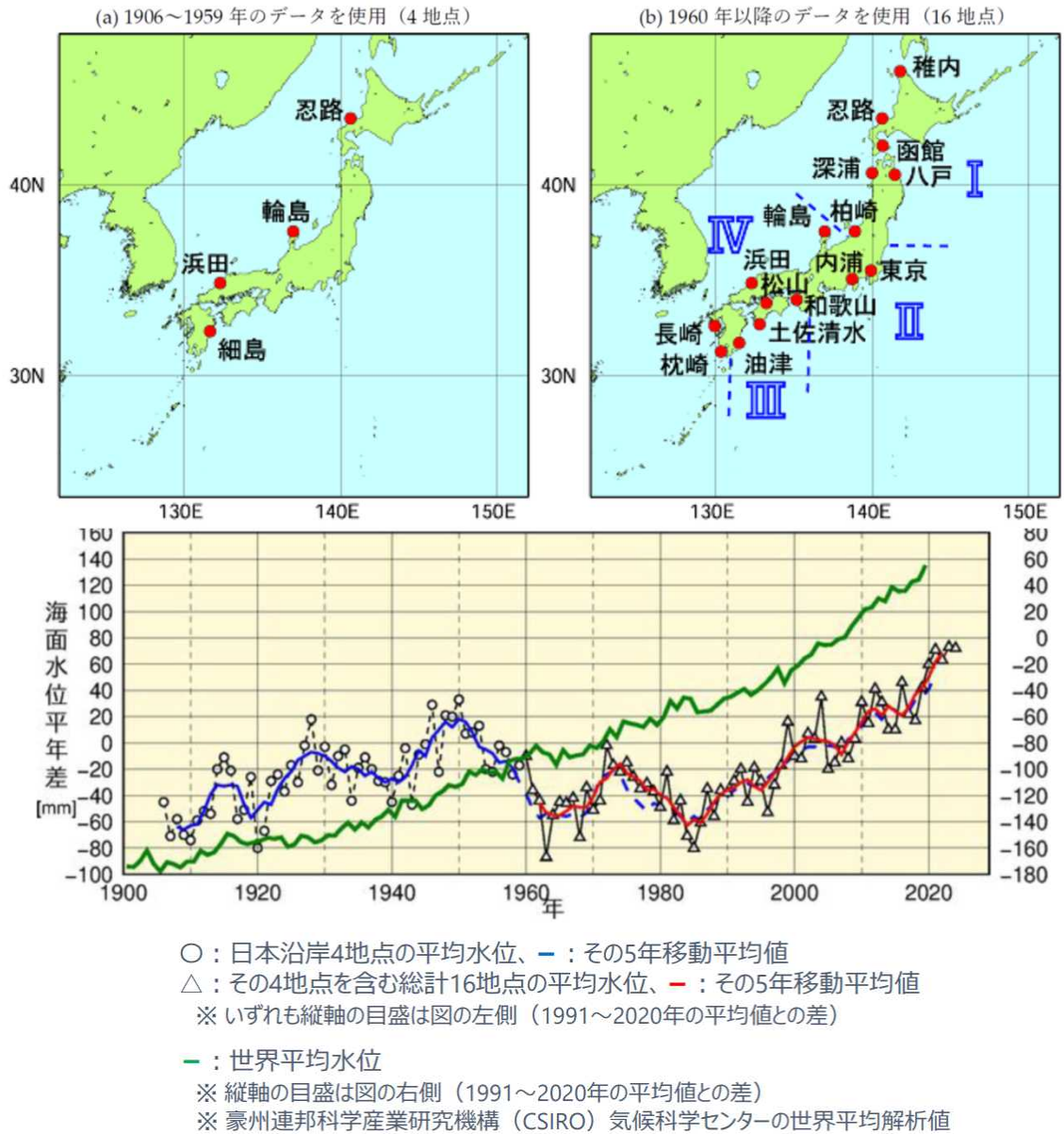
「IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書」と「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」に基づき、下記事項を追記。

令和3年(2021年)に公表されたIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書によれば、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされている(図 5.3参照)。また、日本沿岸の年平均海面水位は21世紀中に上昇し続けると予測される(確信度が高い)。21世紀末には、4°C上昇シナリオ(RCP8.5)の下では0.68m(0.56~0.88m)、2°C上昇シナリオ(RCP2.6)の下では0.40m(0.30~0.55m)上昇すると予測される。

一方、気候変動予測には不確実性があり、今後も様々な技術的な進展にあわせて、その確信度を少しずつ向上させていく必要がある。また、今後も研究を進めたとしても予測には一定量の不確実性が残ることは明らかであり、そのため、観測、監視、予測、評価、適応のサイクルを確立し、海岸保全基本計画を定期的に見直していくことが求められるともされており、今後も注視すべき問題である。

5. 海岸の保全に関するその他の重要事項

改訂原案 p.141



出典：日本の気候変動2025
 大気と陸・海洋に関する
 観測・予測評価報告書（詳細編）
 pp.206-207

図 5.3 全国4地点又は16地点の日本沿岸の海面水位の推移(1906～2024年)

目次

5 海岸の保全に関するその他の重要事項

5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり

5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進

5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携

5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携

5.5 多様な主体との連携

5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実

5.7 気候変動への対応

5.8 計画の見直し

H28

現計画から変更なし

5. 海岸の保全に関するその他の重要事項

5.8 計画の見直し

改訂原案 p.142

「海岸の保全に関する基本的な事項」の「海岸の防護に関する事項」のうち、「海岸の防護の目標」に示した「気候変動への適応」(改訂原案p.64)に基づき、下記事項を追記。

- 本計画の策定後、地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する新たな知見の蓄積等に応じ、計画の対象とする海岸や計画の基本的事項、海岸保全施設の整備内容等を検証し、適宜見直しを行うものとする。